

第 16 回 横浜市税制研究会 議事録

日 時 6月23日(木) 午後5時から午後7時まで

会 場 市庁舎2F応接室

出席者 <委員>青木宗明委員 上村雄彦委員 川端康之委員 柴由花委員
<市側>大場副市長、柏崎財政局長
<関係局>宮里建築局企画部長 ほか
<事務局>財政局税制課

資 料

【資料1】耐震施策による規制誘導等について

【資料2-1】既存税制のグリーン化案の概要

【資料2-2】住宅事業建築主の判断基準の概要

【資料2-3】地球温暖化対策に寄与する政策税制の

【資料3-1】施策誘導手段としての税制(課税免除・不均一課税)活用のあり方について(平成15年4月横浜市税財政制度懇話会報告書)

【資料3-2】企業立地における税制の活用について

- ◇ 建築局から、資料1に基づき、震災対策に寄与する税制の活用について説明
- ◇ 震災対策に寄与する税制の活用について自由討議
- ◇ 建築局から、資料2-1、2-2に基づき、住宅建築事業主の判断基準を軽減対象に加えることについて説明
- ◇ 事務局から、資料2-3に基づき、「地球温暖化対策等に寄与する税制度の活用に関する報告について(案)」について説明
- ◇ 自由討議
 - ・住宅建築事業主の判断の基準は、建売戸建住宅を新築・販売する事業者を対象とした基準で、建売戸建住宅について目指すべき省エネルギー性能を定めた基準である。
 - ・住宅建築事業主の判断基準の省エネ性能は、住宅全体としては、次世代省エネ基準よりも高い性能が求められ、横浜市の省エネ住宅施策にも合致するもので、こうした住宅にインセンティブを与えることにより、建売戸建住宅事業者に対しても省エネ住宅の建設を誘導でき有意であると考えられる。

- ・住宅建築事業主の判断の基準への適合は、建築主等が自ら行う評価、登録建築物調査機関が行う評価、第三者評価が存在するが、公平性の観点から、第三者評価によるものに限定すべきである。
- ・既存の耐震改修施策については、「助成」を中心としたメニューが実施されてきているが、条例による規制や地方税を使った経済手法によって改修・改築を押し進めることも考えられる。
- ・旧耐震基準の住宅に条例で規制、あるいは税負担を重課し、他方で改修後の住宅には税の減免や補助金を付与することによって、旧耐震基準の住宅を新基準適合の住宅へと改修・改築することを促すことも考えられる。
- ・税負担の重課・軽減を行う場合、公平性の観点からは、対象となる住宅が新耐震基準を満たしているすものであるかどうか、耐震診断を行ってその耐震性能を把握する必要があるが、約50万戸と推計され、すべての耐震診断を実施するのは現実的でない。また、政策的な課税のコストが膨大に及ぶことになる。
- ・横浜市の耐震改修施策については、改修工事に係る補助制度が充実しているが、政策的な見地から税軽減を実施し一定の期間内に検証を行うなども考えられる。

◇ 検討事項の報告書への記載について座長に一任することを確認

◇ 事務局から、資料3-1に基づき、「施策誘導手段としての税制（課税免除・不均一課税）活用のあり方について」（平成15年4月横浜市税財政制度懇話会報告書）について説明

◇ 経済局から、資料3-2に基づき、企業立地における税制の活用について説明

◇ 企業立地における税制の活用について自由討議

- ・企業誘致の目的、何を目標しているかが分かると議論が進めやすい。それに応じて減税の仕方、所得を着目した法人市民税か、テナント面積に着目した事業所税なのかなど、税目や減額幅なども変わってくる。
- ・環境問題に取り組む企業を優遇するなど、誘致だけではなく、差別化を図ることによって、もう少し横浜らしさを出しても良いのではないかと。
- ・何を基準に助成・減税するのか。税金をしっかりと払える様な、儲かっている企業に限定して助成や減税対象の企業を選定するのであれば、法人市民税額を選定の基準に、助成・減税するという説明にはそれなりに根拠がある。
- ・スピーディさと分かりやすさだったら、外形標準を使ったほうが明らかに正しいということになって、事業所税という話が出てくるが、事業所税は規模が小

さい。

- ・課税標準が曖昧という点でいくと、どうしても企業が操作できてしまうので、ここをどうクリアするか。
- ・法人市民税を選択する根拠があるのなら、あとはコストとメリットと効果の判断。
- ・誘致企業はすぐに見える形でメリットを取りたい。1年先、2年先の税負担の軽減というよりは、進出したらその時点でメリットが欲しい。反対に移転後2～3年してからでないとう交付がされないということは、複数年度にわたって横浜で事業活動をやってもらうことを担保されるという本市としてのメリットもある。逃げられたくないけど、すぐにメリットをくれという命題を解かないといけない。
- ・どうやって、2年間なり3年間なり複数年度で、横浜で事業活動をやってもらうことを担保にするかというのを考えないとならない。利子補給などというベンチマークもあるのでは。横浜市内の金融機関で借り入れた資金に対する利子補給をすとか。
- ・誘致企業にとって「税金なし」だというわかりやすさがある。「賃貸料相当額の助成金」の方はメリットを受けられるが、メリットの一部分は国庫に取られてしまう。
- ・助成金の方が、市民から見ると圧倒的に見えやすい。

◇ 閉会。